

西諸広域行政事務組合特定事業主行動計画
(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月
西諸広域行政事務組合理事会
西諸広域行政事務組合消防長

I 総論

1. はじめに

本組合においては、平成30年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」に基づく「西諸広域行政事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定し、職員の仕事と子育ての両立および女性の活躍を推進してきました。

このたび、現在の計画が最終年度を迎えることから、従来の取組状況を踏まえ、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画を一体のものとして、新たな「西諸広域行政事務組合特定事業主行動計画」を策定することとしました。

本計画は、それぞれの法における行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、一つの事業主としての立場から、職員の子育てと仕事の両立支援や女性の活躍の推進を目的に策定するものです。

2. 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

※時限立法

次世代育成支援対策推進法 令和17年3月31日まで

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 令和18年3月31日まで

3. 計画の推進体制

本行動計画は、組織全体で継続的に取り組むものとし、必要に応じ計画の見直しを行います。

また、行動計画に基づく実施状況等は、毎年度その実績を公表します。

II 具体的な取組

1. 状況把握

前計画の数値目標の達成状況は次のとおりです。

【目標1】 消防吏員に占める女性割合を令和8年度に2%以上とします。

●職員に占める女性職員の割合

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
消防吏員	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%

【目標2】配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の合計取得日数5日以上取得率を令和7年度までに90%以上とします。

●男性職員の配偶者出産休暇（5日）及び育児参加のための休暇（5日）取得率並びに合計取得日数の分布状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計取得率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
5日以上取得率	71.4%	50.0%	50.0%	88.9%

【目標3】年次有給休暇の取得日数が5日未満の職員割合を令和7年度までに0%にします。※20日以上付与されたものに限る。

●年次有給休暇の取得日数が年5日未満の職員割合

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
事務局職員	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
消防職員	1.8%	13.0%	1.7%	1.85%

【目標4】男性職員の1週間以上の育児休業取得率を85%にします。

●男女別の育児休業取得率（1週間以上）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
男性	0%	0%	16.7%	22.2%
女性	—	—	—	—

2. 数値目標・取組内容

【目標1】消防吏員に占める女性割合を令和13年度までに5%以上とします。（総務省消防庁、令和8年度当初までに5%）

《取組内容》

〔消防本部、事務局〕

①女性の採用試験受験者を増やすために、消防業務に興味を持ち、関心を抱いてもらうためのポスターやリーフレットを積極的に活用し、高校に直接赴き消防業務のやりがいや必要性などを説明し採用申込者の増加につなげていきます。

②職員採用試験委員会等にて職員採用募集の際の身体的・体力的制限が、消防の職務遂行上、必要最小限度かつ社会通念からみて妥当な範囲のものかの検討を重ねます。

【目標2】 毎年度、職員の1月当たりの平均時間外勤務時間を10時間以下にします。

《取組内容》

〔人事担当課〕

時間外勤務が特に多い所属については、所属長へのヒアリングを実施します。

〔所属長〕

時間外勤務が特定の職員に偏ることのないよう、所属内での応援体制づくりなどに取り組みます。

〔全職員〕

計画的な業務遂行を心がけるとともに、繁忙期などには相互に協力します。

【目標3】 毎年、年次有給休暇の平均取得日数を12日以上にします。また、年次有給休暇の取得日数が年5日未満の職員割合を0%にします。※20日以上付与されたものに限る。

《取組内容》

〔人事担当課〕

定例課長会等を通じて年次有給休暇の計画的な取得を促します。

〔所属長・係長〕

夏季期間、こどもの行事及び日頃の疲労の解消などのために休暇取得ができるよう配慮します。また、すべての職員が安心して休暇を取得できるよう相互の応援体制を整えます。

〔全職員〕 ワークライフバランスの充実のため、積極的にこどもの行事や家族の記念日などに休暇を取得します。また、連続した休暇取得により職員自身の心身のリフレッシュを図ります。

【目標4】 毎年度、配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の合計取得日数5日以上取得率を100%とします。

《取組内容》

〔人事担当課〕

育児参加のための休暇に関する各制度について、文書にて職員へ通知します。

〔所属長〕

こどもの出生・育児に伴う休暇の取得を勧めるとともに、すべての職員が安心して休暇を取得できるように相互の応援体制を整えます。

〔対象職員〕

制度利用が可能な男性職員は、こどもの出生・育児に伴う休暇を積極的に取得できるように、計画的に業務を遂行します。

【目標5】令和12年までに男性職員の2週間以上の育児休業取得率を85%以上にします。(政府目標)

《取組内容》

〔人事担当課〕

人事担当課は育児休業を取得しようとする職員からの相談に応じるとともに、各種制度に関する情報を提供します。また、職員が育児休業を取得しても業務に支障が発生しないよう適正な人的措置に努めます。

〔所属長・係長〕

子どもが生まれることになった職員から出生予定の申出があったら、育児休業制度の活用を促すとともに、業務に支障が発生しないように、業務分担の見直しなど、職員が安心して育児休業を取得できるように努めます。

また、育児休業を取得している職員が円滑に職場に復帰できるよう、休業期間中の職場内情報を提供する等必要な支援を行うとともに、復帰した職員に対して職場全体で支援していく相談体制を整えます。

〔対象職員〕

制度利用が可能な職員は、育児休業を積極的に取得します。